

**指定介護予防認知症対応型共同生活介護
指定認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書**

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム「紅葉の里・おだ」以下「事業所」という）が行う事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

1. 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに介護保険法に関する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うこととする。
3. 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮し、援助・支援を行うこととする。
4. 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助・支援を行うこととする。
5. 介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととする。
6. 介護従事者は、自らその提供す指定る認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力することとする。

2. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 悠遊社
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 寺河 駿
所在地 TEL・FAX	愛媛県松山市余戸南二丁目24-38 TEL 089-965-1990 FAX089-965-2337
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業 ・ 指定介護予防支援事業 ・ 指定訪問介護事業 ・ 指定介護予防訪問介護事業 ・ 指定通所介護事業 ・ 指定介護予防通所介護事業 ・ 指定特定施設入居者生活介護 ・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護
他の介護保険以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護） ・ 指定地域生活支援事業 ・ 保険外サービス

3. 事業所の概要

事業所名	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 指定認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「紅葉の里・おだ」	
事業所の目的	認知症（痴呆）症状のあるお年寄りに、普通に生活することを通してそれぞれに持っている忘れかけた能力を十分に発揮してもらうことにより、生き生きとした生活を送り、自分らしさを取り戻すことを目的とする。	
ホームの責任者	管理者：木山 敦江	
開設年月日	平成22年4月1日	
保険事業者指定番号	愛媛県 事業者番号 3893600035	
所在地 TEL・FAX	愛媛県喜多郡内子町本川2424番19 TEL 0892-50-1321 FAX 0892-50-1322	
建物の概要	構造	木造2階建
	述床面積	544.67㎡（1F280.91 2F263.76）
	居室数	18室 2ユニット（1ユニット 個室9室）
	入居定員	18名
居室の概要	全室個室 洗面所設置	
共用施設の概要	居間 食堂 一般浴室 脱衣室 台所 洗濯室	

防災設備	自動火災報知設備・煙感知器・スプリンクラー設備 非常通報設備・ガス漏れ火災警報設備・非常灯設備 誘導灯・消火器
------	---------------------------------------------------------------

4. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護福祉士（介護員との兼務）
計画作成担当者	2		2			1名は介護支援専門員（介護員との兼務） 1名は介護福祉士（介護員との兼務）
介護従事者	16	14	1	1		介護福祉士10名（内1名 計画作成担当者との兼務）・ヘルパー2級2名 初任者研修2名
看護職員	1	1				正看護師（依託）

5. 休業日 なし

6. サービスの内容

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材費は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂で摂取して頂く様に配慮します。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な排せつの介助と、排せつの自立の援助を行います。 ・オムツの交換は、必要に応じて随時行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ適切な入浴の介助と、入浴の自立の援助を行います。 ・週2回を目安とし、入浴できない場合は清拭を行います。

日常生活上のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・離床 寝たきり防止のため離床に配慮します。 ・着替え 着替えを通じてできないことを支援します。 ・整容 身の回りのお手伝いをします。 ・寝具消毒 ・シーツ交換 ・健康管理 ・洗濯 ・居室内清掃 ・役所手続の代行 ・屋外散歩同行・家事共同作業等により生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理 医師手配	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な医師の往診又は医師手配医療機関への受診を実施します。 ・感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) 介護保険給付外費用

保険給付サービス		食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担になります。	
保険対象外サービス	食事の提供費	1,400円/日 (朝食：390円、昼食：480円、夕食530円)	
	居室の利用料金	家賃	30,000円/月
		光熱水費	14,000円/月
	施設維持費	管理共益費	5,000円/月
その他	理美容代・オムツ代・生活用品等 スタッフによる通院介助1時間1000円 その後30分事に500円かかります。		

※月途中の入所・退所等の場合、家賃・光熱水費は日割り計算、食費につきましては提供分を頂きます。

介護保険一部負担金

<基本>

介護度	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援2	749円/日	1,498円/日	2,247円/日
要介護1	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
要介護2	788円/日	1,576円/日	2,364円/日
要介護3	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
要介護4	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護5	845円/日	1,690円/日	2,535円/日

<加算>

名 称	単位数	算 定 条 件
初期加算	30 単位	・入居後 30 日間に限り *医療機関に一月以上入院後、退院し再入居する場合も算定
医療連携体制加算（Ⅰ）	37 単位	・事業所の職員、または病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保している事 ・看護師により24時間連絡できる体制を確保している事 ・重度化した場合の対応に関わる指針を定め入居の際に利用者またはその家族に対して当該指針の内容を説明している事
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の17.8%	・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とし、条件を満たした場合に算定できます
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 単位	・常勤職員の占める割合が75%以上であること
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	・40歳以上65歳未満の方 ・脳疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の気質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及び認知機能が低下した状態の方 ・個別に担当者を決め利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと

看取介護加算	72 単位 144 単位 680 単位 1280 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・回復が見込まれないと医師が判断した場合に、ご本人やご家族の希望を尊重したうえで医療職と介護職が連携して 24 時間体制で看取りを行います ・死亡日 45～31 日前 ・死亡日以前 30 日～4 日前 ・死亡日前々日及び前日 ・死亡日
入院時費用	246 単位 (月 6 回)	・利用者が医療機関へ入院し、3 か月以内に退院が見込まれる利用者について退院後の再入居の受入れ体制を整えている場合
科学的介護推進体制加算	40 単位	・利用者ごとの ADL 値、認知症状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している、必要に応じてサービス計画を見直す等サービスの提供にあたって上記の情報を他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事
協力医療機関連携加算	100 単位	・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催すること。
退去時情報提供加算	250 単位	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定する。
新興感染症等施設療養費	240 単位	<p>入所者等が別に厚生労働大臣が定める※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限定として算定する。</p> <p>※現時点において指定されている感染症はない。</p>

<減算>

身体拘束等の適正化

身体拘束のさらなる適正化を図る観点から「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。

算定要件

- ・身体的拘束を行う場合にはその態度及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する事。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図る事。（委員会は運営推進会議を活用する事もできる。）
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する事。
- ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する事。
- ・上記の措置を講じなければ減算となります。

身体拘束廃止未実施減算					
要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
74 単位	75 単位	78 単位	81 単位	82 単位	84 単位

※一日につき上記の単位数が減算されます。

7. 入居に当たっての留意事項

面 会	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は面会の都度、職員に届け出て面会簿の記載をして下さい。感染症対策のため一時休止する場合があります。 ・宿泊されるときは必ず、管理者の許可を得て下さい。（原則として、ご家族等の宿泊は禁止しております。）
外 出	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊をされる場合は、所定の様式（外出・外泊届）を提出して下さい。
居室利用 迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用下さい。迷惑行為等これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂く事があります。 ・騒音・雑音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持金等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、現金等の所持はお控え下さい。 ・日常生活上、必要となる物品等に関しましてはお預かりしている小口資金から実費充当させていただきます。

8. 利用料金の支払い方法

- ・ 1ヶ月ごとに利用料金を計算します。(月末締め)
- ・ 利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日前後に、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- ・ 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月20日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- ・ 支払い方法は下記の2種類よりご選択ください。
 - ・ 銀行口座振替(自動引き落とし)
毎月自動的にご利用料金を銀行口座より引き落としさせていただきます。
※ご利用者様若しくは身元引受人等の銀行口座及び銀行印を別途振替申込用紙にご記入・ご捺印ください。
 - ・ 株式会社悠遊社の口座へ振り込み
金融機関名 : 伊予銀行 本店営業部
口座名義 : 株悠遊社 代表取締役 寺河駿
口座番号 : 普通 4835136
(毎月20日(休日の場合は翌営業日、翌々営業日)までにお振込み
お願いいたします。

9. 協力医療機関

協力医療機関名	小川医院	松本整形外科医院	小田歯科診療所
診療科目	内科	整形外科	歯科
協力医師	小川 喬史	松本 幸寛	大久保 忠教

10. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は速やかに対応を行います。

当事業所お客様相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情受付担当者 管理者：木山 敦江・ 苦情解決責任者 寺河 駿・ ご利用時間 9：00～17：00・ ご利用方法 電話 0892-50-1321 ※24時間連絡可能な状態にしています。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当事業所以外では、利用者様がお住まいの各市町村役場または、愛媛県国民健康保険団体連合会も苦情・相談窓口になっています。

【内子町役場 保健福祉課 介護保険係】

TEL 0893-44-2111(代表)

【愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険係】

TEL 089-968-8700

1 1. 秘密保持及び個人情報の使用

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

(1) 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取扱いを行います。

(2) 事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他利用者が「個人情報の使用に係る同意書」にて予め同意しているもの以外に、利用者又は代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講ずるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

1 3. 非常災害時の対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年1回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

1 4. 虐待防止に向けての取組み

(1) サービス提供に当たり、利用者の生命または身心を保護するために虐待にあたる行為を行いません。

(2) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に行います。

(3) 事業所はサービス提供中に従業者による虐待及び虐待と思われる行為を受けた利用者を発見した場合は速やかに保護し、保険者に通報します。

1 5. 身体拘束に向けての取り組み

- (1) サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に説明し、同意を得ます。
- (3) 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

1 6. 緊急時の対応

事業者および従業者は、利用者の心身の状態に異変やその他の緊急事態が生じた場合に対応できるよう、別途「重度化した場合の対応に関する指針」並びに「看取り介護に関する指針」を策定し利用者、家族等への説明同意を行うとともに、主治医または協力医療機関と連絡を取り適切な措置を講ずるように対応します。

1 7. 運営推進会議

利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回程度開催いたします。

1 8. 第三者評価の実施の有無

1. 二年に一回外部の第三者評価機関に依頼している
2. 実施した直近の年月日 年 月 日
3. 実施した評価機関 愛媛県社会福祉協議会
4. 評価結果の開示状況 ワムネットにて

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壺通を保有します。